

個人保証の原則的な廃止等を求める意見書

法制審議会民法（債権関係）部会においては、2009年（平成21年）11月から民法（債権関係）の改正に関する議論が行われており、2011年（平成23年）4月12日には「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が公表されている。また、同年7月からは「中間試案」の取りまとめに向けた議論（いわゆる「第2ステージ」）が開始されている。

民法は民事基本法典であり、その中の債権法は、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約関係を規律する法律である。この度の改正の論点とされる事項は、いずれも重要なテーマではあるが、保証被害の深刻さを考えたとき、その中でも保証制度の抜本的な改革は喫緊の課題であり、とりわけ個人（自然人）による保証（以下、「個人保証」という）は、大幅な見直しが必要な分野である。

従来から保証というものは、その情誼性・未必性・無償性・軽率性などからトラブルの多い分野である。すなわち、困っている主債務者から「決して迷惑をかけない」として依頼を受けると断りにくいということ（情誼性）、保証契約の時点では財産の抛出等の目に見えた負担は求められず、また保証債務履行請求がなされることなく済むことも多いため将来の負担を現実的なものと考えずに保証契約に応じてしまうこと（未必性）などの事情が指摘される。しかるに、いざ現実に主債務者が破綻してしまった場合に、到底個人では支払不可能な保証債務を背負わされてしまうという事例が後を絶たないのである。また、我が国は10年以上の長期に渡って、自殺者が年間3万人を超えるという異常事態にあり、ようやく昨年は3万人を多少

下回ったものの依然として高い自殺率であることに変わりはなく、中小零細事業者が保証人に迷惑をかけることを苦にして自殺したり、生活破綻に追いやられた保証人が自殺するという事例も散見される。その他、個人保証の問題点として、事業再生の早期着手に踏み切れないという傾向を助長する、経営者として再起をはかるチャンスを失うなどの点が指摘される。

かかる保証被害の実態に鑑みると、保証制度について、個人保証の禁止や新たな保証人保護規定を設けるなどの抜本的改正を図る必要性が高いことは明らかである。

他方で、保証人保護といっても、資金需要者への貸し渋りや債権者、主債務者の負担増加などを勘案しての政策的判断も無視できない、などという指摘もある。しかし、現実の金融実務においては、平成18年以降、信用保証協会は、保証申込のあった案件について、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則禁止し、そのような取組の結果、近時の第三者保証人非徴求割合は、日本政策金融公庫については100%、商工組合中央金庫が99・91%、信用保証協会が99・88%と、保証人を求められる割合が激減している。同様に、個人の保証を禁止すると親族への住宅取得資金貸付の保証人になることもできなくなるとの批判もあり得るが、住宅取得資金貸付も含め、近時の実務においては、個人保証人ではなく、保証会社による保証が多用されているという実情もある。

さらに、金融庁は2011年（平成23年）7月14日付けで「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの監督指針」を改正し、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」を明記し、①貸付に関する基本的な方針等に上記原則を規定すること、②金融機関に対

し説明態勢の強化を求める，③上記原則の例外を，実質的な経営権を有している者や事業従事者の配偶者，事業承継予定者，自ら連帯保証の申出を行った者などに限定した。

そのほか，金融実務においては，人的保証に頼らない融資慣行を確立することが叫ばれており，その方策が実現していることも指摘できる。例えば，中小企業庁が進める「流動資産担保融資（A B L）保証制度」は，平成22年度までに累計約2兆5800億円の実績を上げており「人的保証に過度に依存しない融資慣行」として紹介されている。かくして，現在の金融実務においては，平成20年以降，公的金融機関が第三者保証人を徴求することはなくなり，さらに，平成23年7月以降は，民間の金融機関においても，第三者保証人を徴求することが原則として禁じられた反面，人的保証に頼らない実務慣行が確立されつつある。

以上のように，社会の動向も個人保証を原則として廃止する方向に進んでいるのであるから，かかる第三者保証人非徴求などの実務運用を，個人保証の禁止という形で実体法上も明らかにしていくべきである。よって，個人保証は原則として廃止すべきであって，一定の範囲で認めるとしても，その場面は，法人代表者による経営者保証など，ごく限られた範囲に限定されるべきである。個人保証制度が例外的に許容される場面においても，保証人が保証の趣旨を十分理解しないまま予期せぬ債務を負担したり，過大な保証債務の履行を求められたりすることにより，保証人やその親族等の生活が破壊されることなどのないよう，十分な配慮が図られるべきである。

そこで，当会は，国に対し，債権法の改正に当たり，個人保証制度に関して，下

記のような改正を行うよう求める。

記

- 1 個人保証を原則として廃止すること。ただし、主債務者が事業者で保証人が当該事業者の業務を執行しているものである場合や賃借保証の場合など、保証が信用を補う手段として現在の実務において重要な機能を有しており、かつ、直ちに廃止することによる社会的な弊害が大きい場合に限ってのみ、例外的に個人保証を許容すること。
- 2 例外的に個人保証が許容される場合であっても、以下の取り扱いをすること。
 - (1) 裁判所上の手続により、保証人の支払能力や契約時及び契約後の経過等、その他一切の事情を考慮して、保証人の責任を減免することができる制度を導入すること。また、保証契約時点において、保証債務の内容が保証人の財産及び収入に対して著しく過大であった場合に、保証債務の履行請求権を否定することができること。
 - (2) 事業者たる債権者に、自然人たる保証人に対して、保証契約を締結する際に一定の重要な事項についての説明義務を課し、この説明を怠った場合、保証人に保証契約の取消権を認めること。
 - (3) 事業者たる債権者に、主債務の履行が遅滞した場合等に保証人に対して通知義務を課し、これを怠った場合には、通知が遅滞した期間についての遅延損害金の請求を認めないこと。

2013年（平成25年）2月15日

宮崎県弁護士会会長 松田幸子